

令和3年4月1日から 溶接ヒューム等は特定化学物質 として規制対象となります

労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正され、金属をアーク溶接する作業等（以下「金属アーク溶接等作業」という。）において、金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒューム等へのばく露を防止するための措置の実施が必要となります。

労働者の健康確保等のため、計画的に準備をお願いいたします。

1 溶接ヒュームへのばく露防止関係で実施が必要な事項

- ア 溶接ヒューム等に係る作業又は業務について、**特定化学物質等作業主任者の選任**
- イ 金属アーク溶接等を行う屋内作業場については、**全体換気装置による換気**（※）
- ※ **プッシュプル型換気装置及び局所排気装置**でも可。
- ウ 金属アーク溶接等作業を**継続して行う**屋内作業場において、
- ・ **新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用**しようとするとき 又は
 - ・ **金属アーク溶接等作業の方法を変更**しようとするとき（※）
- は、あらかじめ、従事する労働者の身体に装着する**試料採取機器等を用いて作業場の空気中の溶接ヒュームの濃度の測定**（※※）
- ※ 溶接材料、母材、溶接場所の変更も含む。
 - ※※ 第一種作業環境測定士、作業環境測定機関などによる測定。
評価基準は「マンガンとして0.05mg/m³」
- エ ウの結果に応じて、**換気装置の風量の増加などの措置**（※）
- ※ 溶接方法、母材や溶接材料の変更による溶接ヒュームの低減、集じん装置による集じん又は移動式送風機による送風の実施でも可。
当該措置を実施した場合、作業場において空気中の溶接ヒュームの濃度を測定。
- オ 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具を使用させる**こと。
- カ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、労働者を金属アーク溶接等作業に従事させるときは、**1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具**（面体を有するものに限る。（※））が**適切に装着されているか確認し、その結果を3年間保存**（※※）
- ※ フード形、フェイスシールド形等の呼吸用保護具は除くという趣旨。
 - ※※ 確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否が含まれ、外部機関に確認を委託した場合は、受託者の名称等が含まれる。
- キ 作業場の**溶接ヒュームの濃度を測定**したときは、その結果を都度記録し、当該測定に係る**金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年を経過する日まで保存**。
- ク 金属アーク溶接等作業を労働者に従事させるときは、当該作業を行う**屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法で毎日1回以上掃除すること**。（※）
- ※ 超高性能（HEPA）フィルター付きの真空掃除機による清掃を含む。
使用時は粉じんの再飛散に注意。
- 経過措置等
- ア、エ、オ、キ：令和4年3月31日まで猶予、ウ：令和3年度中に実施、カ：令和5年3月31日まで猶予

2 健康診断の実施

- 金属アーク溶接等作業に係る作業に従事する労働者について、**雇入れ又は当該業務への配置換えの際及び6月以内ごとに1回の医師による健康診断の実施**。
- ※ 金属アーク溶接等作業は、従来、**じん肺法に基づくじん肺健康診断が義務付けられているため、両方の健康診断を実施する必要があります**。



3 その他

○ 溶接ヒューム等を取扱う作業について、新たに以下の事項が義務付けられます。

- ・雇入れ時、作業内容変更時の安全衛生教育
- ・休憩室の設置
- ・ぼろ等の処理
- ・洗浄設備の設置
- ・不浸透性の床の設置
- ・喫煙又は飲食の禁止
- ・関係者以外の立入禁止措置
- ・有効な呼吸用保護具の備付け等
- ・休憩室の設置

4 新たな規制への対応（例）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度～
事業者	【準備事項】 ・金属アーク溶接等作業に係る 特定化学物質等作業主任者の選定の検討 ・屋内作業場での金属アーク溶接等作業に 従事する労働者の把握 ・ 換気装置、呼吸用保護具の確認・整備 ・屋内作業場が 水洗等で掃除できる構造か確認 ・(できれば)作業環境測定機関に対して、令和3年度以降に必要となる 溶接ヒューム濃度の測定について相談 ・(できれば)医療機関に対して令和3年度以降の金属アーク溶接等作業に係る業務に従事する 労働者への健康診断について	【法令事項】 ・ 継続的に 金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場での 空気中の溶接ヒューム濃度の測定 (年度内) ・金属アーク溶接等作業を行う 屋内作業場の1日1回以上の水洗等による掃除 ・金属アーク溶接等作業に従事する 労働者等に対する健康診断の実施 【準備事項】 ・ 特定化学物質等作業主任者の技能講習の受講等 ・作業場内の溶接ヒューム濃度に応じた 換気装置等の準備 ・ 呼吸用保護具の準備	【法令事項】 ・ 作業主任者の選任 ・作業場内の溶接ヒューム濃度に応じた 換気 ・金属アーク溶接等作業に従事する労働者に 呼吸用保護具を装着 させる ・その他、1及び2で言及されていること全て
			令和5年度～
作業環境測定機関	・個人用サンプラーによる作業環境測定ができるよう、 研修等による準備	・金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場での 空気中の溶接ヒューム濃度の測定 (年度内、個人用サンプラーでの測定)	・同左
医療機関	・金属アーク溶接等作業に係る 健康診断の準備	・金属アーク溶接等作業に従事する 労働者への健康診断の実施	・同左

